

船舶事故調査報告書

令和2年1月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年5月23日 10時30分ごろ
発生場所	兵庫県淡路市岩屋港北方沖 岩屋港東防波堤灯台から真方位012° 1,350m付近 (概位 北緯34° 36.6′ 東経135° 00.9′)
事故の概要	漁船住吉丸は、航行中、また、プレジャーボート572は、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和元年9月2日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 住吉丸、4.9トン HG3-36945（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート 572、2.6トン 260-49316兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 左舷船首部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、航行中、船長Aが、進行方向に他船を認めなかったため、船尾甲板で船首方を向いて底びき網の修理を行いながら航行を続けたところ、ふと顔を上げた際、B船に気付く、左舵を取ったものの、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、釣りの目的で機関を中立運転として漂流中、船長Bが、接近するA船を認めた際、航行中のA船が避けていくと思い、漂流を続けていたところ、避けずに向かってくるので衝突の危険を感じ、機関を後進一杯とし、左舵を取ったものの、A船と衝突した。
分析	A船は、航行中、船長Aが、後部甲板で網の修理を行いながら航行を続けたことから、前路で漂流中のB船と衝突したものと考えられる。 B船は、漂流中、船長Bが、接近するA船を認めた際、航行中のA船が避けると思い、漂流を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が航行中、B船が漂流中、船長Aが、後部甲板で網

	<p>の修理を行いながら航行を続け、また、船長Bが、接近するA船を認めた際、航行中のA船が避けると思い、漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・航行中は、可能な限り他の作業を行わず、周囲の適切な見張りを行うこと。</li><li>・漂泊中、接近する他船を認めた場合は、他船が避けてくれると思わず、有効な音響による信号を使用して注意喚起を行うとともに、余裕のある時機に衝突を避けるための措置をとること。</li></ul>